

平成 28 年度財務諸表及び利益処分に係る本委員会の意見について(案)

1 財務諸表について

大学法人から提出された平成 28 年度財務諸表については、以下の理由により承認することが適当である。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類が、地方独立行政法人会計基準に基づき、全て作成されている。
- (2) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われている。

2 経営努力認定及び利益処分について

(1) 平成 28 年度決算（損益計算書）の状況（単位：百万円）

経常収益	1 2, 9 6 7	(運営費交付金 6, 588、学生納付金 4, 056、外部資金 933 等)
目的積立金取崩額	3 7	
経常費用	1 2, 9 5 8	
(うち目的積立金充当費用)	3 7)	
<u>当期総利益</u>	<u>4 6</u>	(決算剰余金)

(2) 経営努力認定及び利益処分

経営努力認定額を以下のとおりとした上で、決算剰余金の全額を目的積立金として承認することが適当である。

① 経営努力認定額

○ 人件費（非常勤教員の活用等教員の効率的な配置による減）	2 2 0 百万円
○ 委託費（学術情報館業務外部委託による増）	△ 3 7 百万円
○ 維持運営費（教育研究機器の更新等に伴う支出の増）	△ 1 9 百万円
○ 学生納付金（授業料や入学考査料の減収）	△ 9 4 百万円

合 計 7 0 百万円

② 利益処分（案）

経営努力認定額は 70 百万円であるが、県の最終予算編成後に生じた退職等に伴う退職手当 24 百万円については、大学が一時立て替える必要があることから、決算剰余金は 46 百万円となる。地方独立行政法人法第 40 条第 3 項に基づき、その全額を目的積立金とすることを承認する。

なお、退職手当 24 百万円については、平成 29 年度に県から補てんすること。

目的積立金とする額 4 6 百万円

(46, 020, 983 円)

<参考 1 制度の概要>

- ① 決算により生じた利益（決算剰余金）は、設立団体の長（知事）の承認を受け、翌事業年度の用途に充てることができる。（地独法第 40 条第 3 項：目的積立金）
- ② 承認を受ける額は、法人の経営努力により生じた額とされている。（地独法会計基準第 72：経営努力認定）
- ③ 設立団体の長（知事）は承認にあたり、評価委員会の意見を聴取することとされている。（地独法第 40 条第 5 項）

<参考 2 目的積立金の用途>

中期計画に定める教育研究等の質の向上を図るため、法人の裁量のもと、大学の個性・特色を生かした事業の実施に充てるほか、施設・設備の維持管理や老朽化に伴う修繕・更新等、教育環境の整備に活用する。